

# 納 税 準 備 預 金

平成24年10月22日現在

1. 商 品 名	・納税準備預金
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3. 期 間	・定めはありません。
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・随時お預入れ ・1円以上 ・1円単位
5. 払 戻 方 法	・預金者（または同居の親族）の納税目的の場合に限り随時払戻しいたします。 ただし、災害その他の事由で当行がやむを得ないものと認めたときは納税以外の目的でも払戻しができます。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課 税	・市場金利に基づき設定した毎日の店頭表示利率を適用します。 ただし、租税納付以外の目的で払戻した場合は、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金の利率を適用せず、全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率を適用します。 なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、店頭表示の納税準備預金利率により計算します。 ・原則、非課税ですが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、課税されます。 ◎法人のお客さま 総合課税が適用されます。 ◎個人のお客さま 20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
7. 手 数 料	・定めはありません。
8. 中途解約時の取扱い	・定めはありません。
9. 当行が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
10. その他参考となる事項	・納税貯蓄組合預金は納税以外の目的でも払戻しができます。この場合、その払戻日が属する利息計算期間中のお利息は、普通預金利率により計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合に定める一定金額以下のときは所得税がかかりません。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。